

## 調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1116 (2020.10.20)

# 新型コロナウイルス感染症と学生支援

## —主要国の状況と取組—

はじめに

### I 米国

1 大学及び学生の状況

2 学生への経済的支援

(以下、各国とも同じ)

### II カナダ

### III オーストラリア

### IV 英国

V ドイツ

VI フランス

おわりに

キーワード：新型コロナウイルス感染症、COVID-19、学生支援、米国、カナダ、オーストラリア、英国、ドイツ、フランス

- 新型コロナウイルス感染症流行により、経済活動は急縮小し、世帯収入やアルバイト収入の激減・途絶など、学生生活への経済的な影響が顕著となっている。
- 主要国においては、国の将来を担う人材が進学・修学をあきらめることのないように、奨学金や学生ローンの拡充や返済猶予、一時給付金、感染症関連のボランティア活動への給付金、雇用機会の創出、若年者手当といった既存の給付金への上乘せ、オンライン教育用の情報機器の整備や健康・メンタルヘルスへの支援といった経済的支援策が講じられている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

文教科学技術課長 かわい みほ 河合 美穂

文教科学技術課 なかむら しんや ふくだ かずき 中村 真也・福田 一貴

## はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）流行により、経済活動は急縮小し、世帯収入やアルバイト収入の激減・途絶など、学生生活への経済的な影響が顕著となっている。各国政府は大規模な経済対策を講じると同時に、困窮した学生への経済的支援策を打ち出した。日本においても文部科学省を中心に、奨学金拡充や授業料減免、現金支給等が行われた（表 1）。

本稿では、主要国の大学及び学生の 2020 年 3 月以降の状況及び困窮した学生に対する国からの経済的支援について、おおむね 2020 年 8 月までの情報を基に概観して、今後の評価・検証に資することとしたい<sup>1</sup>。

表 1 日本における学生に対する国からの経済的支援（令和 2 年度）

支援内容	対象人数	予算額
「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」	43 万人	令和 2 年度予備費 531 億円
高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免及び給付型奨学金)	51 万人	令和 2 年度予算 5274 億円
家計急変世帯への緊急対応として運用拡充	—	令和 2 年度補正予算（第 1 号） 7 億円 令和 2 年度補正予算（第 2 号） 153 億円
各大学等が実施する緊急授業料等減免への支援	—	(私立高校等分 9 億円を含む)
貸与型奨学金（無利子・有利子）	135 万人	令和 2 年度事業費 1 兆 441 億円
緊急特別無利子貸与型奨学金の創設	—	

(出典) 文部科学省「新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生等への緊急対応措置—学生の“学びの支援”緊急パッケージ」<[https://www.mext.go.jp/content/20200529\\_mxt\\_gakushi\\_01\\_000006193\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200529_mxt_gakushi_01_000006193_2.pdf)> を基に筆者作成。

## I 米国

### 1 大学及び学生の状況

米国のほとんどの大学は、8～9 月に始まり 12 月に終わる秋学期と、1～2 月に始まり 5 月に終わる春学期から成る 2 学期制を採用している<sup>2</sup>。感染症が急激に拡大した 2020 年 3 月中旬以降は、多くの大学でキャンパスが閉鎖され、春学期の授業はオンラインで行われることとなった。また、各地で外出禁止令が出され、学内外のアルバイトの機会が減少するなど、学生の経済状況は悪化した。米国の学生ローンの負債総額は年々増加傾向にあったが<sup>3</sup>、感染症の影響に

\* 本稿のインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 9 月 10 日である。日本円換算は 2020 年 9 月分報告省令レートに基づき、1 米ドル=107 円、1 カナダドル=79 円、1 豪ドル=75 円、1 ポンド=136 円、1 ユーロ=123 円として行い、適宜四捨五入した。

<sup>1</sup> 学費や奨学金の基本的な制度については、中村真也「諸外国の大学授業料と奨学金【第 2 版】」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1048 号, 2019.3.18. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11252967\\_po\\_1048.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11252967_po_1048.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>2</sup> 福留東土「セメスター」児玉善仁ほか編『大学事典』平凡社, 2018, pp.549-550.

<sup>3</sup> “Student Loan Debt Statistics.” EDUCATIONDATA.ORG Website <<https://educationdata.org/student-loan-debt-statistics/>>

よってローンの返済が困難になる状況も生じている<sup>4</sup>。

米国の大学の授業料は州、大学、専攻によって異なり、公私の別による差も大きい。諸外国の中でも比較的高額な授業料が設定されており、平均額で見ると、州立大学の州内出身学生は年額 10,440 米ドル（約 111 万 7000 円）、州立大学の州外出身学生は年額 26,820 米ドル（約 287 万円）、私立大学は 36,880 米ドル（約 394 万 6000 円）（いずれも 2019/20 年度）となっている<sup>5</sup>。オンラインで授業が行われた春学期の授業料をめぐっては、米国内の複数の大学において、授業料の一部返還を求める訴訟が提起されている。学生側は、オンライン授業へ移行したことで授業の質が低下したにもかかわらず、対面授業と同じ授業料が課されていることに異議を唱える一方、大学側は、オンラインで質の高い授業を提供していると主張し、通常の設備維持費や教職員の給与の支払に加え、オンライン授業のための設備投資のコストも生じていると説明している<sup>6</sup>。

秋学期以降に対面の授業を再開するか、オンライン授業を継続するかは、大学によって方針が異なるが、キャンパスが閉鎖されている間も米国内での感染症の流行は続いたため、当初は秋学期から対面授業を再開するとしていた大学の一部は、オンライン授業を継続するよう計画を変更した<sup>7</sup>。また、対面授業を再開した大学においても、再開後に多数の検査陽性者が確認されたため、再びオンライン授業へ移行した例もある<sup>8</sup>。

## 2 学生への経済的支援

2020 年 3 月 27 日、連邦政府による 2 兆 2000 億米ドル（235 兆円）規模の経済対策を行う法律として、新型コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法（CARES 法）<sup>9</sup>が成立した。同法に基づき、大学等への財政支援を目的とする高等教育緊急救済基金（Higher Education Emergency Relief Fund: HEERF）が設立され、高等教育分野に合計約 140 億米ドル（約 1 兆 5000 億円）の支援が行われることとなった<sup>10</sup>。このうちの 90%に当たる約 126 億米ドル（約 1 兆 3500 億円）が米国内の大学等への支援金に充てられ、各大学等への配分額は、それぞれに在籍する連邦ペル給付奨学金<sup>11</sup>の受給者数及び非受給者数を基準に算定された<sup>12</sup>。

<sup>4</sup> 丸山文裕「新型コロナウイルス感染症とアメリカ高等教育」『教育学術新聞』2806号, 2020.5.27.

<sup>5</sup> 中村 前掲注(1); College Board, *Trends in College Pricing 2019*, November 2019, p.9. <<https://research.collegeboard.org/pdf/trends-college-pricing-2019-full-report.pdf>>

<sup>6</sup> Collin Binkley, “Does online learning work? College student lawsuits say no,” *Christian Science Monitor*, May 4, 2020. <<https://www.csmonitor.com/USA/Education/2020/0504/Does-online-learning-work-College-student-lawsuits-say-no>>; Greta Anderson, “Feeling Shortchanged,” *Inside Higher Ed*, April 13, 2020. <<https://www.insidehighered.com/news/2020/04/13/students-say-online-classes-arent-what-they-paid>>

<sup>7</sup> Chris Quintana, “The virus beat us’: Colleges are increasingly going online for fall 2020 semester as COVID-19 cases rise,” *USA TODAY*, Jul. 29, 2020. <<https://www.usatoday.com/story/news/education/2020/07/29/covid-college-fall-semester-2020-reopening-online/5530096002/>>

<sup>8</sup> Emma Marris, “Millions of students are returning to US universities in a vast unplanned pandemic experiment,” *Nature*, Vol.584 Issue 7822, 27 August 2020, pp.510-512. <<https://doi.org/10.1038/d41586-020-02419-w>>

<sup>9</sup> Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act, P.L.116-136. <<https://www.congress.gov/116/bills/hr748/BILLS-116hr748enr.pdf>>

<sup>10</sup> “Secretary DeVos Rapidly Delivers More Than \$6 Billion in Emergency Cash Grants for College Students Impacted by Coronavirus Outbreak,” April 9, 2020. U.S. Department of Education Website <<https://www.ed.gov/news/press-releases/secretary-devos-rapidly-delivers-more-6-billion-emergency-cash-grants-college-students-impacted-coronavirus-outbreak?fbclid=IwAR1dTOLxfVUOBYKqIh998ZYIQA7bTK0mV814SRHs3WmMMHON2Ihu10akNY>>

<sup>11</sup> 学生の社会的経済的地位を要件とする連邦政府による給付奨学金。“Federal Pell Grants are usually awarded only to undergraduate students.” Federal Student Aid Website <<https://studentaid.gov/understand-aid/types/grants/pell>>

<sup>12</sup> 約 126 億米ドルのうち、75%は各大学等の連邦ペル給付奨学金の受給者数に応じて、残りの 25%は同奨学金の非受給者数に応じて配分される。CARES 法第 18004 条 a 項(1); “Methodology for Calculating Allocations per Section

CARES 法の規定により、各大学等は、配分された HEERF による資金の 50%以上を感染症流行の影響を受けて学業に支障が出た学生への直接支援（以下「学生支援分」という。）に充てることとされた<sup>13</sup>。学生がこの支援を受けるには、高等教育法（Higher Education Act of 1965）に定められた、連邦政府が提供する奨学金の受給資格（学生の国籍や学業の進捗、奨学金の不正受給の有無、過去に受給した学生ローンの返済実績等）の要件を満たす必要がある。なお、学生への給付方法や給付額は各機関の裁量に委ねられているが、連邦政府教育省は、支援の必要度が高い学生に対して優先的に給付すること、また、連邦ペル給付奨学金の年間給付上限額を学生支援分の給付上限の目安とすることを推奨している<sup>14</sup>。

一方、各大学等への支援金のうち、学生支援分以外の資金については、感染症流行の影響を受けた教育活動のコストを補填する目的であれば自由に使用することが可能である。例えば、感染症の影響で学内の食堂や寮が閉鎖されている場合に、これらの施設の職員の給与を HEERF の資金によって支払うなどの使途が想定されている<sup>15</sup>。なお、各大学等は、HEERF の使用状況について教育長官に報告する義務を負う<sup>16</sup>。

このほか、連邦政府が管理運営を行う学生ローンの利用者に対する支援策として、学生ローンの返済が 2020 年 3 月 13 日から同年 12 月 31 日までの期間について一時的に停止される。また、その期間については金利が 0%に設定され、新たな利子は発生しない<sup>17</sup>。

留学生に対する公的な支援は限定的である。HEERF による学生支援分の受給資格には国籍に関する条件があるため、留学生は受給することができない<sup>18</sup>。また、CARES 法に基づく景気刺激策の一環として、国民一人当たり 1,200 米ドル（12 万 8000 円）が給付されたが、留学生は対象とされていない<sup>19</sup>。

## II カナダ

### 1 大学及び学生の状況

大学の学期は多くが 2 学期制で、9 月に始まり 4 月に終わる。2020 年 3 月中旬から下旬にかけて多くの大学で対面授業が中止され、オンライン授業へ移行した<sup>20</sup>。9 月から始まる秋学期は、

18004(a)(1) of the CARES Act.” U.S. Department of Education Website <<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ope/heerf90percentformulaallocationexplanation.pdf>> これに基づいて算出された各高等教育機関への配分額が公表されている。“Allocations for Section 18004(a)(1) of the CARES Act.” *idem* <<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ope/allocationstableinstitutionalportion.pdf>>

<sup>13</sup> CARES 法第 18004 条 c 項

<sup>14</sup> “COVID-19 Reference Page: Student Portion of Higher Education Emergency Relief Fund.” NASFAA Website <[https://www.nasfaa.org/covid19\\_heerf](https://www.nasfaa.org/covid19_heerf)>

<sup>15</sup> “Supplemental Frequently Asked Questions under Section 18004 of the Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security (CARES) Act,” pp.3-4. U.S. Department of Education Website <<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ope/caresactsupplementalfaq61620.pdf>>

<sup>16</sup> CARES 法第 18004 条 e 項

<sup>17</sup> CARES 法第 3513 条; “Coronavirus and Forbearance Info for Students, Borrowers, and Parents.” Federal Student Aid Website <<https://studentaid.gov/announcements-events/coronavirus>>

<sup>18</sup> 高等教育法が定める連邦政府の奨学金の受給資格に国籍等に関する条件がある。“COVID-19 Reference Page: Student Portion of Higher Education Emergency Relief Fund,” *op.cit.*(14)

<sup>19</sup> 年収（調整総収入）が 7 万 5000 米ドル（803 万円）までの個人は、1,200 米ドル（12 万 8000 円）の給付を受けることができる。年収が 7 万 5000 米ドルを超える場合は、超過した分の 5%が給付額から減額される。また、17 歳未満の子 1 人につき 500 米ドル（5 万 4000 円）が加算して給付される（CARES 法第 2201 条）。

<sup>20</sup> “COVID-19: updates for Canada’s universities,” *University Affairs*, 29 Jun 2020. <<https://www.universityaffairs.ca/ne>>

大多数の大学においてオンライン授業のみ又はオンライン授業と対面授業の組合せにより行われることとなっている<sup>21</sup>。

高等教育は各州が管轄する。ほとんどの大学は州立であり、授業料は州や専攻分野によって異なるが、カナダ全土の平均では年額 6,838 カナダドル (54 万円) (2018/19 年度) である<sup>22</sup>。9 月の秋学期が始まるまでの夏の期間は、学生にとって学費を稼ぐための重要な期間であるとされるが、2020 年の夏は感染症流行の影響により、多くの学生が就労の機会を失った<sup>23</sup>。

## 2 学生への経済的支援

2020 年 4 月 22 日、ジャスティン・トルドー (Justin Trudeau) 首相は大学等に在籍する学生を対象とする 90 億カナダドル (7110 億円) 規模の緊急対策パッケージを発表した。同パッケージでは、夏の間に学生が必要とする経済支援として、感染症流行の影響で働く機会を失った学生等を支援する「カナダ緊急学生給付金」 (Canada Emergency Student Benefit: CESB) が設けられることとなった (後述)。また、地域のボランティア活動で感染症に対応する学生に最大 5,000 カナダドル (39 万 5000 円) の給付金 (Canada Student Service Grant: CSSG) を支給することや、学生のための雇用機会を創出することが打ち出された<sup>24</sup>。4 月 6 日以降、政府は感染症流行に対応する所得支援策として「カナダ緊急対応給付金」 (Canada Emergency Response Benefit: CERB) による支援を行っていたが<sup>25</sup>、多くの学生はこの制度の対象には含まれなかったため、学生団体などから批判を受けた<sup>26</sup>。

カナダ緊急学生給付金は、大学生のほか、大学・高校を卒業したが感染症流行の影響で職を得られていない者に対して、2020 年 5 月から 8 月までの間、1 か月につき 1,250 カナダドル (9 万 9000 円) (扶養家族がいる場合や障害がある場合は 2,000 カナダドル (15 万 8000 円)) を給付するものである。受給するためには次のような条件を満たす必要がある。なお、受給のための年齢制限は設けられていない<sup>27</sup>。

- ・カナダ緊急対応給付金や雇用保険 (Employment Insurance: EI) を受給していないこと。
- ・カナダ国民、登録された先住民、永住者又はカナダ移民難民委員会 (IRB) とカナダ移民・難民・市民権省 (IRCC) から保護が必要と認められた者のいずれかに該当すること。
- ・感染症に関係する理由により、働くことができない者、職が見つからない者又は働いているが 4 週間当たりの税引き前給与が 1,000 カナダドル (7 万 9000 円) に満たない者のいずれかに該当すること。

ws/news-article/covid-19-updates-for-canadas-universities/>

<sup>21</sup> Joe Friesen, “Virtual parties, online movie nights and mandatory masks: Universities prepare to reopen,” *Globe and Mail (Online)*, Aug 30, 2020. <<https://www.theglobeandmail.com/canada/article-virtual-parties-online-movie-nights-and-mandatory-masks-universities/>>

<sup>22</sup> 中村 前掲注(1)

<sup>23</sup> Sandra Abma, “Students facing bleak job market this summer,” Apr 22, 2020. CBC Website <<https://www.cbc.ca/news/canada/ottawa/student-unemployment-covid-19-1.5538500>>

<sup>24</sup> “Support for students and new grads affected by COVID-19,” April 22, 2020. Prime Minister of Canada Website <<https://pm.gc.ca/en/news/news-releases/2020/04/22/support-students-and-new-grads-affected-covid-19>>

<sup>25</sup> “Canada Emergency Response Benefit to Launch on April 6.” Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/employment-social-development/news/2020/04/canada-emergency-response-benefit-to-launch-on-april-6.html>>

<sup>26</sup> “Ottawa announces \$9-billion aid package for students,” *Globe and Mail*, 23 Apr 2020.

<sup>27</sup> “Canada Emergency Student Benefit.” Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/services/benefits/education/cesb-info.html>>

- ・高等教育機関（12週以上にわたる、学位や卒業証書が発行される課程が対象）に在学している者、2019年12月以降に高等教育機関を卒業した者又は2020年以内に高校を卒業し、2021年までに高等教育機関へ入学しようとする者のいずれかに該当すること。

申込みはカナダ歳入庁のウェブサイトからオンラインで行える仕組みとなっている。複数月にわたって給付を受ける場合は、その都度申込みを行い、受給資格を満たしていることを示す必要がある<sup>28</sup>。

カナダ政府は、学生ローン（Canada Student Loans）についても、感染症流行を受けた対応策を実施している。2020年3月30日から同年9月30日までの期間については返済が一時中断され、この間の利子も発生しないこととされた。また、貸与限度額も従来は1週間当たり210カナダドル（1万7000円）とされていたが、2020/21年度は1週間当たり350カナダドル（2万8000円）に引き上げられた<sup>29</sup>。

経済状況を要件に支給される給付型奨学金のカナダ学生給付金（Canada Student Grant）についても、年額上限は3,000カナダドル（23万7000円）とされていたが<sup>30</sup>、2020/21年度は2倍の6,000カナダドル（47万4000円）が上限とされた<sup>31</sup>。

留学生に対する措置としては、従来は1週間当たり最長20時間に制限されていた留学生の労働時間について、医療、インフラ、食料、生活必需品などの必要不可欠なサービス（Essential Services）<sup>32</sup>に従事する学生に限り、その制限を撤廃（2020年8月31日まで）<sup>33</sup>することなどが発表されたが、留学生は「カナダ緊急学生給付金」の支給対象とはされておらず、国内学生と比較すると経済的支援は限定的である<sup>34</sup>。

留学生に対する支援が十分でないことについて、カナダの大学団体「ユニバーシティーズ・カナダ」のポール・デイビッドソン（Paul Davidson）会長は、留学生によるカナダ経済への寄与は年間220億カナダドル（約1兆7000億円）に上り、留学生受入れは大学だけでなくカナダ全体にとって重要な部分を占めると指摘し、感染症流行の影響を受けた留学生の支援に取り組むよう政府に求めている<sup>35</sup>。

<sup>28</sup> *ibid.*

<sup>29</sup> “Canada Student Loans – COVID-19.” Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/services/benefits/education/student-aid/notice-covid-19.html>>

<sup>30</sup> “Canada Student Grant for Full-Time Students.” *ibid.* <<https://www.canada.ca/en/services/benefits/education/student-aid/grants-loans/full-time.html>>

<sup>31</sup> “Canada Student Loans – COVID-19,” *op.cit.*(29)

<sup>32</sup> 該当する職種のリストがカナダ公安省のウェブサイト “Guidance on Essential Service and Functions in Canada during the COVID-19 Pandemic.” Public Safety Canada Website <<https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/ntnl-scrct/crtcl-nfrst-rctr/esf-sfe-en.aspx>> に掲載されている。

<sup>33</sup> “Removing barriers for international students working in essential services to fight COVID-19.” Government of Canada Website <<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/news/2020/04/removing-barriers-for-international-students-working-in-essential-services-to-fight-covid-19.html>> 特に医療分野では、感染症に対応する人手が不足しているため、カナダの医療分野の学生の4%を占めるとされる留学生への期待がある。

<sup>34</sup> “Coronavirus (COVID-19) information for international students.” EduCanada Website <<https://www.educanada.ca/study-plan-etudes/covid-19/update-covid-19-mise-a-jour.aspx?lang=eng>>

<sup>35</sup> “Virtual dance workouts, empty food halls and single dorm rooms: how international students are coping,” *University Affairs*, May 13 2020. <<https://www.universityaffairs.ca/news/news-article/virtual-dance-workouts-empty-food-halls-and-single-dorm-rooms-how-international-students-are-coping/>>

### Ⅲ オーストラリア

#### 1 大学及び学生の状況

大学の新年度は2月下旬から3月上旬にかけて開始され、学期は2学期制又は3学期制である<sup>36</sup>。2020年3月中旬、オーストラリア政府は必要不可欠でない集会の開催を制限するガイドラインを発表した。大学の授業は制限の対象とされなかったが、多くの大学がガイドラインに準拠するため、自主的にオンライン授業へ移行した<sup>37</sup>。

9割以上の大学生は、国立又は州立の大学に通っている。年間の平均授業料は約5,000米ドル(約53万5000円)(2014/15年度; OECDのデータに基づく)で、日本の国立大学の授業料と同程度である。オーストラリアには「高等教育貢献制度」(Higher Education Contribution Scheme: HECS)と呼ばれる所得連動返還型ローンの仕組みがあり、在学中は授業料の負担なく学ぶことができる。これは、授業料を連邦政府が肩代わりして大学へ支払うもので、この仕組みを利用する学生は、卒業後に所得が一定額を超えた時点から、その所得に応じた額を連邦政府に返済する必要がある<sup>38</sup>。

#### 2 学生への経済的支援

オーストラリアには従来から、18～24歳の学生などを対象に、家族構成や居住状況などに応じて現金を支給する若年者手当(Youth Allowance)<sup>39</sup>などの給付金制度があり、感染症の影響を受けた学生に対する経済支援は、こうした給付金に上乗せする形で行われている。

2020年3月12日、オーストラリア政府は、感染症に関する経済支援策の第一弾として、若年者手当を含む既存の給付金の受給者を対象に、一律750豪ドル(5万6000円)の一時金を支給することを発表した。受け取るための申請は必要なく、既に若年者手当を受けている学生に対しては原則として自動的に支給される<sup>40</sup>。

3月22日、追加の経済支援策として、「コロナウイルスサプリメント」(Coronavirus Supplement)が発表された。これは、2020年4月27日から同年9月24日までの間、2週につき550豪ドル(4万1000円)を若年者手当などの既存の給付金に上乗せするもので、対象者には自動的に支給される<sup>41</sup>。

<sup>36</sup> “Academic year dates in Australia.” Study in Australia Website <<https://www.studyinaustralia.gov.au/English/Australia-n-Education/Education-system/Academic-year>>; “Academic dates 2020.” Universities Australia Website <<https://www.universitiesaustralia.edu.au/wp-content/uploads/2020/06/Academic-Dates-2020-as-of-19-June-2020.pdf>>

<sup>37</sup> John Ross, “Coronavirus: almost all Australian universities head online,” *Times Higher Education*, March 18, 2020. <<https://www.timeshighereducation.com/news/coronavirus-almost-all-australian-universities-head-online>>

<sup>38</sup> 中村 前掲注(1) 高等教育貢献制度を設計したオーストラリア国立大学のブルース・チャップマン(Bruce Chapman)教授は、HECSのような所得連動返還型ローンの仕組みは、今般の感染症流行によって経済的な影響を受けている様々な分野において適用できると主張している。“HECS-style loans can help beat the coronavirus cashcrisis,” 20 March 2020. Australian National University Website <<https://www.anu.edu.au/news/all-news/hecs-style-loans-can-help-beat-the-coronavirus-cash-crisis>>

<sup>39</sup> “Youth Allowance for students and Australian Apprentices.” Services Australia Website <<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/services/centrelink/youth-allowance-students-and-australian-apprentices>>

<sup>40</sup> “Economic Support Payment.” *ibid.* <<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/services/centrelink/economic-support-payment>>

<sup>41</sup> “Coronavirus Supplement.” *ibid.* <<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/services/centrelink/coronavirus-supplement>>

また、7月21日には、コロナウイルスサブプリメントの給付が2020年12月31日まで延長されることが発表された。ただし、9月25日以降の給付額は、経済及び労働市場の状況が徐々に改善する見込みであることを反映して、隔週につき250豪ドル（1万9000円）に減額することとされた<sup>42</sup>。

留学生は連邦レベルにおいて支援の対象とされず、コロナウイルスサブプリメントの給付金は、オーストラリア国民や永住ビザ保有者、オーストラリアに居住するニュージーランド人を対象としたものである<sup>43</sup>。ただし、州によっては、留学生を対象とする独自の経済支援策を発表しているところもある。例えば、ビクトリア州政府が発表した支援策では、感染症の影響により働くことができなくなった留学生に対し、最大1,100豪ドル（8万3000円）を給付するとしている<sup>44</sup>。また、南オーストラリア州政府は、1380万豪ドル（10億3500万円）規模の留学生支援策を発表し、州内の留学生一人当たり500豪ドル（3万8000円）の一時金を給付するとしている<sup>45</sup>。

連邦政府は、大学財政への影響を考慮して、学生数に応じて各大学に措置される連邦補助金（Commonwealth Grant Scheme: CGS）や高等教育貢献制度（HECS）の政府負担分について、感染症の影響で学生数が減少した場合も、当初の学生数で算定された額を大学側に支払うこととしている<sup>46</sup>。

## IV 英国

### 1 大学及び学生の状況

3学期制（秋学期・春学期・夏学期）を採用する大学が多く、感染症の患者数が急増したのは、2番目の学期の春学期の授業が続く2020年3月であった<sup>47</sup>。政府は、社会的交流を抑制するよう助言し、3月17日に大学の多くが対面式の教育を一時中断した<sup>48</sup>。一方で大学は、開講し続けるように政府から指示されたため、学生に対して数日のうちにオンライン教育に移行しなければならないことを通知し、オンライン教育で講義を実施することになった。

4月中旬から始まる夏学期でもオンラインでの遠隔教育が継続されている。今後については、英国大学協会（Universities UK: UUK）が6月17日に公表した調査結果によると、回答した92大学のうち97%が2020/21年度の秋学期に対面授業を提供し、87%が対面でのスポーツ等の社会的機会を提供することを予定している<sup>49</sup>。

<sup>42</sup> “Coronavirus (COVID-19) information and support.” Department of Social Services Website <<https://www.dss.gov.au/about-the-department/coronavirus-covid-19-information-and-support>>

<sup>43</sup> “Residence descriptions.” Services Australia Website <<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/services/centrelink/youth-allowance-students-and-australian-apprentices/who-can-get-it/residence-rules/residence-descriptions>>

<sup>44</sup> “Frequently Asked Questions (Stream One): For university and TAFE students.” Study Melbourne Website <<https://www.studymelbourne.vic.gov.au/help-and-support/support-for-students-coronavirus/international-student-emergency-relief-fund/university-and-tafe/stream-1-faqs#about>>

<sup>45</sup> “International Student Support Package.” Study Adelaide Website <<https://studyadelaide.com/issp>>

<sup>46</sup> “Higher education relief package - Frequently Asked Questions.” Department of Education, Skills and Employment Website <<https://www.dese.gov.au/covid-19/higher-education/higher-education-faq>>

<sup>47</sup> “Coronavirus (COVID-19) in the UK.” GOV.UK Website <<https://coronavirus.data.gov.uk/cases>>

<sup>48</sup> “UK universities suspend face-to-face teaching,” *Financial Times*, March 18, 2020. <<https://www.ft.com/content/f325ed7e-6862-11ea-800d-da70cff6e4d3>>

<sup>49</sup> “Most universities will teach in-person this autumn,” 17 June 2020. Universities UK Website <<https://www.universitiesuk.ac.uk/news/Pages/Most-universities-will-teach-in-person-this-autumn.aspx>>



英国学生連合 (National Union of Students: NUS) は、約 1 万人の学生を対象にした調査を実施し、4 月に結果を公表した<sup>50</sup>。この調査によると、学生の 33% が教育にアクセスできない危機 (オンライン教育を受けるための IT 機器がない、良質のオンライン教育が提供されていない等) にあり、74% が学位取得のための最終成績評価へのリスクを心配していることが明らかになった。また、労働している学生 (正規雇用だけではなく、アルバイト等の非正規雇用も含む。) の最大 85% は、収入減のため追加の財政支援が必要になる可能性があり、81% が就職の見通しに懸念を抱き、71% が自身の雇用され得る能力 (employability) への影響を心配していた<sup>51</sup>。

## 2 学生への経済的支援

ギャビン・ウィリアムソン (Gavin Williamson) 教育大臣は、5 月 4 日に学生への支援策を公表した<sup>52</sup>。高等教育の規制等を担当している政府機関の学生局 (Office for Students: OfS) は、各大学に資金を配分しており<sup>53</sup>、今回の支援策ではその資金から計 4600 万ポンド (62 億 6000 万円) を経済的に困難な学生への補助金として、4~5 月にかけて利用可能とした<sup>54</sup>。この資金は、IT 機器やインターネットアクセスへの援助、メンタルヘルス上の支援にも活用できる。なお、6、7 月にもそれぞれ 2300 万ポンド (31 億 3000 万円) が追加された<sup>55</sup>。

また、貸与型奨学金制度を扱う非営利の政府組織であるスチューデント・ローンズ・カンパニー (Student Loans Company: SLC) は、授業料ローン (Tuition Fee Loan) と生活費ローン (Maintenance Loan for Living Costs) の 2 種類の奨学金を学生に貸与しており<sup>56</sup>、両者とも継続して支給されることを発表した<sup>57</sup>。EU 域外出身の留学生はどちらも申請できないが、前者については、EU 域内出身の留学生も申請可能である<sup>58</sup>。

上記の学生専用の支援とは別に、労働 (正規雇用のほかアルバイトも含む。) によって収入を得ている学生に対しては、労働者全員が対象となるコロナウイルス雇用維持スキーム<sup>59</sup> (雇用者が従業員を一時帰休にして雇用を継続する場合に、従業員に対して支払う賃金を政府が補助する。) という制度により、援助が行われる<sup>60</sup>。

<sup>50</sup> “NUS sets out safety net needs for students,” 22 April 2020. National Union of Students Website <<https://www.nus.org.uk/en/news/press-releases/nus-sets-out-safety-net-needs-for-students/>>

<sup>51</sup> *ibid.*

<sup>52</sup> “Government support package for universities and students,” 4 May 2020. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/news/government-support-package-for-universities-and-students>>

<sup>53</sup> Office for Students, “Guide to funding 2020-21,” 2020.5.13. <<https://www.officeforstudents.org.uk/media/aa1ad13f-8a96-4559-856d-76151438e5f5/guide-to-funding-2020-21-corrected.pdf>>

<sup>54</sup> “Government support package for universities and students,” *op.cit.*(52)

<sup>55</sup> “Higher education: reopening buildings and campuses,” 10 September 2020. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/publications/higher-education-reopening-buildings-and-campuses/higher-education-reopening-buildings-and-campuses>>

<sup>56</sup> 授業料ローンは、2020/21 年度の上限は 9,250 ポンド (約 126 万円) で、授業料相当額を大学に直接支払う奨学金である。生活費ローンは、2020/21 年度の上限は 12,010 ポンド (約 163 万円、ロンドン市内の自宅外生の場合) で、生活費として学生に貸与する奨学金である。詳細については、“Student finance: New full-time students,” GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/student-finance/new-fulltime-students>> を参照。

<sup>57</sup> “SLC Coronavirus (COVID-19) update,” 2 April 2020. *ibid.* <<https://www.gov.uk/government/news/slc-coronavirus-covid-19-update--2>>

<sup>58</sup> “Student finance: EU students.” *ibid.* <<https://www.gov.uk/student-finance/eu-students>>

<sup>59</sup> 国立国会図書館調査及び立法考査局「新型コロナウイルス感染症への政策対応—主要国の経済対策の概要—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1111 号, 2020.9.8, pp.7-8. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11537739\\_po\\_1111.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11537739_po_1111.pdf?contentNo=1)>

<sup>60</sup> “Students without family support,” 14 May 2020. Office for Students Website <<https://www.officeforstudents.org.uk/publications/coronavirus-briefing-note-students-without-family-support/>>

留学生は、学生ビザ (Tier 4) 取得に係る条件により、公的支援を受けることができないが、経済的に困難な状況の留学生には、学生局からの配分資金を利用して、各大学の裁量で支援が行われている<sup>61</sup>。例えば、デモントフォート大学では独自の留学生向け支援基金を創設し、現在働いているが家族の世話も必要な学生や、感染症流行により貨幣価値が大きく低下している国からの学生等、経済的に困難な留学生を支援している<sup>62</sup>。

## V ドイツ

### 1 大学及び学生の状況

大学の学期は、冬学期 (10~3月) 及び夏学期 (4~9月) の2学期制である。感染症の患者数が急激に増加したのは、大学の冬学期の授業が終了した後の2020年3月であった<sup>63</sup>。そのため、大学と学生に影響が生じたのは、2020年の夏学期以降である。大部分の大学は、4月20日に夏学期を開始した。4月末~5月中旬に行われた調査によると、大学の89%が校舎を閉鎖、65%が夏学期開始を延期し、40%の講座が中止となった<sup>64</sup>。また、45%の大学がオンラインのみの教育とし、47%がオンラインと対面教育の複合方式を採用した<sup>65</sup>。実技のある芸術大学は、特に複合方式を採用している。

大部分の学生は州立大学<sup>66</sup>に在籍しており、授業料は基本的に無料である<sup>67</sup>。また、教育訓練の助成に関する連邦法<sup>68</sup>による奨学金制度があり、収入の少ない家庭の学生が給付を受けられる (学生が受け取る金額のうち、半額が返済不要の給付型奨学金で、残りの半額が無利子の貸与型奨学金の扱い) <sup>69</sup>。その上で、生活費を賄うためにアルバイトをする学生も多く、2016年の調査では、68%の学生がアルバイトをしていた<sup>70</sup>。感染症の流行は、学生の主なアルバイト先である飲食業 (レストランやカフェ等) を直撃し、また親の収入も減少させたため、生活上困難な状況に陥る学生が多数発生することになった<sup>71</sup>。

<sup>61</sup> “Supporting international students,” 21 May 2020. *ibid.* <<https://www.officeforstudents.org.uk/publications/coronavirus-briefing-note-supporting-international-students/>>

<sup>62</sup> *ibid.*

<sup>63</sup> “März 2020: Archiv der Situationsberichte des Robert Koch-Instituts zu COVID-19.” Robert Koch Institut Website <[https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges\\_Coronavirus/Situationsberichte/Archiv\\_M%C3%A4rz.html](https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/Situationsberichte/Archiv_M%C3%A4rz.html)>

<sup>64</sup> “4. The COVID-19 pandemic at German universities: General impact and response,” Jan Kercher and Tim Plasa, *COVID-19 and the impact on international student mobility in Germany*, Bonn: German Academic Exchange Service, 2020, p.7. <[https://static.daad.de/media/daad\\_de/pdfs\\_nicht\\_barrierefrei/der-daad/analysen-studien/daad\\_2020\\_covid-19\\_and\\_the\\_impact\\_on\\_international\\_student\\_mobility\\_in\\_germany.pdf](https://static.daad.de/media/daad_de/pdfs_nicht_barrierefrei/der-daad/analysen-studien/daad_2020_covid-19_and_the_impact_on_international_student_mobility_in_germany.pdf)>

<sup>65</sup> *ibid.*, p.9.

<sup>66</sup> ドイツは連邦制国家であり、教育に関する権限は国家ではなく各州に委ねられている。ドイツの大学の詳細については、城多努「第3章 ドイツにおける高等教育制度と大学の設置形態」『大学の設置形態に関する調査研究』国立大学財務・経営センター, 2010, pp.73-90. <<http://www.niad.ac.jp/media/001/201802/ni007004.pdf>> を参照。

<sup>67</sup> 中村 前掲注(1), p.9.

<sup>68</sup> Bundesgesetz über individuelle Förderung der Ausbildung (Bundesausbildungsförderungsgesetz – BaföG) vom 26. August 1971 (BGBl. I S. 1409).

<sup>69</sup> 渡辺富久子「ドイツの連邦奨学金制度 —職業資格の取得の助成—」『外国の立法』271号, 2017.3. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10317803\\_po\\_02710007.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10317803_po_02710007.pdf?contentNo=1)>

<sup>70</sup> “12 Student employment,” Elke Middendorff et al., *The Economic and Social Situation of Students in Germany 2016*, Berlin: Federal Ministry of Education and Research, 2017, p.19. <[http://www.sozialerhebung.de/download/21/Soz21\\_zu\\_sammenfassung\\_englisch.pdf](http://www.sozialerhebung.de/download/21/Soz21_zu_sammenfassung_englisch.pdf)>

<sup>71</sup> David Matthews, “Students in ‘dire financial straits’, warn German universities,” *Times Higher Education*, April 25, 2020. <<https://www.timeshighereducation.com/news/students-dire-financial-straits-warn-german-universities>>

## 2 学生への経済的支援

アニヤ・カルリチェク (Anja Karliczek) 連邦教育研究大臣は、2020年3月13日にまず奨学金の支払いを継続することを明言した<sup>72</sup>。その上で、経済的に困難な状況に陥った学生を支援するために、①学生ローン、②返済不要の一時給付金の2つの支援が実施された。

### (1) 学生ローン

奨学金制度の対象者を増やして学生支援を行うという意見もあったが、教育訓練の助成に関する連邦法の改正に時間を要して迅速に対応できないことから、カルリチェク大臣は、学生ローンの拡充の検討に着手した<sup>73</sup>。そして、4月30日に、国営のドイツ復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau: KfW) が提供する学生ローン<sup>74</sup>を拡充することを発表した<sup>75</sup>。通常とは異なり、2021年3月31日まで無利子での貸与となり、既に学生ローンを借りている学生 (無利子期間は2020年5月から) と新たな応募者 (2020年5月8日からオンラインで申請) のどちらにも適用されることになった。年齢の範囲は18~44歳で、大学院生や奨学金の利用者も対象である<sup>76</sup>。また、留学生も特例として貸与の対象となった (2020年7月~2021年3月、申請は2020年6月1日から)。金額は1か月当たり100~650ユーロ (12,300~79,950円) で、融資総額としては10億ユーロ (1230億円) とされた。

上記の拡充により、8月中旬までに10,000人のドイツ人学生と15,000人を超える留学生が新たに学生ローンを申請した<sup>77</sup>。

### (2) 返済不要の一時給付金

4月30日のカルリチェク大臣の発表で、ドイツ学生支援協会 (Deutsches Studentenwerk: DSW)<sup>78</sup> を介して、困窮した学生のために総額1億ユーロ (123億円) を返済不要の一時給付金として提供することが明らかになった<sup>79</sup>。

6月15日に、一時給付金についての詳細が発表された<sup>80</sup>。申請受付はオンラインで6月16日に開始し、給付金は1か月当たり最大500ユーロ (61,500円) で、6月から月ごとに申請できる。ドイツ国内の大学に在籍していれば、国籍や年齢、学修している学期数は問わないが、ド

<sup>72</sup> “Karliczek: Keine Nachteile beim BAföG wegen Corona,” 2020.3.13. Bundesministerium für Bildung und Forschung Website <<https://www.bmbf.de/de/karliczek-keine-nachteile-beim-bafoeg-wegen-corona-11122.html>>

<sup>73</sup> Michael Gardner, “No decision yet on financial support for students,” *University World News*, 23 April 2020. <<https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20200423112309214>>

<sup>74</sup> 2020年における全学生ローンの返済者に着目すると、約81%がKfWの学生ローンを返済しており、ドイツで最も利用されている学生ローンである。詳細はUlrich Müller, *CHE-Studienkredit-Test 2020*, Gütersloh: Centrum für Hochschulentwicklung, 2020.7, p.12. <<https://www.che.de/download/che-studienkredit-test-2020/?wpdmml=15008&refresh=5f33c8d026fd21597229264>> を参照。

<sup>75</sup> “Karliczek: “We support students in need,”” 2020.4.30. Federal Ministry of Education and Research Website <<https://www.bmbf.de/en/karliczek-we-support-students-in-need-11512.html>>

<sup>76</sup> Kreditanstalt für Wiederaufbau, “Information Sheet: KfW Student Loan.” <[https://www.kfw.de/PDF/Download-Center/F%C3%B6rderprogramme-\(Inlandsf%C3%B6rderung\)/PDF-Dokumente/6000002720\\_Student\\_loan\\_english.PDF](https://www.kfw.de/PDF/Download-Center/F%C3%B6rderprogramme-(Inlandsf%C3%B6rderung)/PDF-Dokumente/6000002720_Student_loan_english.PDF)>

<sup>77</sup> “Karliczek: Überbrückungshilfe für Studierende wird verlängert,” 2020.8.20. Bundesministerium für Bildung und Forschung Website <<https://www.bmbf.de/de/karliczek-ueberbrueckungshilfe-fuer-studierende-wird-verlaengert-12344.html>>

<sup>78</sup> 日本の大学生活協同組合 (大学生協) に類似する組織である。

<sup>79</sup> “Karliczek: “We support students in need,”” *op.cit.*(75)

<sup>80</sup> “Zuschuss für Studierende in akuter Notlage kann ab Dienstag beantragt werden,” 2020.6.15. Bundesministerium für Bildung und Forschung Website <<https://www.bmbf.de/de/zuschuss-fuer-studierende-in-akuter-notlage-kann-ab-dienstag-beantragt-werden-11820.html>>; “FAQs zur Überbrückungshilfe für Studierende in pandemiebedingten Notlagen.” Deutsches Studentenwerk Website <<https://www.studentenwerke.de/de/content/ueberbrueckungshilfe-fuer-studierende>>

ドイツ国籍でも海外の大学に留学している場合は対象にならない。申請には、夏学期における在学証明書や銀行口座の残高を示す資料、感染症のパンデミックによって経済的に困難になったことを説明する資料（雇用の終了を示す文書や家族からの援助がなくなったことを示す自己申告等）、他の緊急資金援助を受けていないことの申告が必要となる。給付金の金額は、申請日前日における銀行口座の残高によって決まる（表2）。

最初の発表では、8月までの支給予定だったが、8月20日に9月も支給対象となることが発表された<sup>81</sup>。8月19日までの時点で、約94,500件の申請があり、1件の平均支給額は429ユーロ（52,767円）であった。

表2 一時給付金の支給額

銀行口座の残高（ユーロ）	一時給付金の支給額（ユーロ）
～99.99	500.00
100.00～199.99	400.00
200.00～299.99	300.00
300.00～399.99	200.00
400.00～499.99	100.00
500.00～	0（受取額0のため、申請不可）

（出典）“FAQs zur Überbrückungshilfe für Studierende in pandemiebedingten Notlagen.” Deutsches Studentenwerk Website <<https://www.studentenwerke.de/de/content/ueberbrueckungshilfe-fuer-studierende>> を基に筆者作成。

## VI フランス

### 1 大学及び学生の状況

大学の学期は、秋学期（9～1月）及び春学期（1～6月）の2学期制である。感染症拡大により大学等は、春学期途中の2020年3月16日から全て閉鎖され、オンライン教育に移行した。初等・中等教育は5月11日から段階的に再開されたが、大学は夏まで対面授業を行わないと発表された<sup>82</sup>。

学生の8割は国公立大学に通っている。大学の学費は、憲法により、公教育が無償とされているが、年間登録料を名目として年額170ユーロ（20,910円）の支払が必要である（2018/19年度）。2018年9月以降は、社会的・文化的活動やスポーツ活動の促進、保健サービスの提供等を目的として、年額90ユーロ（11,070円）の学生負担金（CVEC）<sup>83</sup>の支払が加わった（2018/19年度）<sup>84</sup>。

<sup>81</sup> “Karliczek: Überbrückungshilfe für Studierende wird verlängert,” *op.cit.*(77)

<sup>82</sup> 「マクロン大統領、新型コロナウイルス対策を発表、学校を一斉休校（フランス）」2020.3.16. 日本貿易振興機構（JETRO）ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/e32b116360613c00.html>>; 「移動制限措置を5月11日まで延長、企業支援措置強化へ（フランス）」2020.4.15. 同 <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/04/060b1f1de0a1fd2c.html>>

<sup>83</sup> Contribution de Vie Étudiante et de Campus (CVEC) は、高等教育機関や地方の学習センターに配分され、学生生活やキャンパスを充実させるために使用される。「フランス：政府が高等教育機関の財政支援充実へ」2018.10.19. 大学改革支援・学位授与機構ウェブサイト <<https://qaupdates.niad.ac.jp/2018/10/19/preparingforentryintohighereducationwhatchangesatthestartoftheacademicyear2018>>

<sup>84</sup> 中村 前掲注(1), p.11.

## 2 学生への経済的支援

フレデリック・ヴィダル (Frédérique Vidal) 高等教育・研究・イノベーション大臣は、2020年3月31日に、学生の緊急の生活必需品を支援するための緊急措置を発表した<sup>85</sup>。学生を対象とした社会扶助策への学生負担金 (CVEC) の拠出を拡充することに加えて、特殊法人の学生支援機構である地域圏大学学校厚生事業センター (CROUS)<sup>86</sup>による特別の緊急援助のために割り当てられた1000万ユーロ (12億3000万円) が追加拠出されるとした。

CVECの本年度予算1億3900万ユーロ (約171億円) の一部は、学生の健康のための措置に加えて、新たに次のことに充当される。

- ・大学食堂の閉鎖中、特に食料購入券又は連帯 (ボランティア) の食料配給への融資を通じて、食事を保証する。
- ・大学等の遠隔授業にアクセス可能とするため、情報機器又はインターネットアクセスの整備への補助を行う。

また、学習環境整備負担費として学生イニシアティブ連帯基金 (FSDIE)<sup>87</sup>を備えた大学等は、困難な状況の学生の援助のために、通常の上限30%を超えて充当することが認められた。

その後、エマニュエル・マクロン (Emmanuel Macron) 大統領は4月13日に、不安定な状況にある家族や学生 (フランスへの留学生も含め) に緊急援助金の支給を発表した。5月4日にはエドゥアール・フィリップ (Édouard Philippe) 首相が、不安定な状況にある80万人の若者 (その約半数は学生が占めている。) が救済されると示唆した。高等教育・研究・イノベーション省は、学生の失業者数が学生全体の10%、不安定な状況にある者は20%、国からの支援を受けている者が40%であると指摘している<sup>88</sup>。

新たに発表された措置では、国籍・奨学金受給を問わず、ロックダウン (都市封鎖) 中に困窮した次の者が対象で、200ユーロ (24,600円) が1回限りで支給される。

- ・高等教育機関に在籍する (社会に出る前の) 初期教育の学生 (見習いを除く。) で、失業して (月32時間又は週8時間以上の勤務条件下で) 又は報酬型インターンシップを失って収入が減少した者
- ・フランス本土に滞在する初期教育の留学生

<sup>85</sup> “Epidémie de Covid-19 - nouvelles mesures pour répondre aux besoins matériels et quotidiens les plus urgents des étudiants,” 2020.4.7, Ministère de l’Enseignement supérieur, de la Recherche et de l’Innovation Website <<https://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid150839/epidemie-covid-%E2%80%93-nouvelles-mesures-pour-repondre-aux-besoins-materiels-quotidiens-les-plus-urgents-des-etudiants.htm>>

<sup>86</sup> Centre Régional des Oeuvres Universitaires et Scolaires (CROUS) はパリに本部がある「全国大学学校厚生事業センター」(Centre National des Oeuvres Universitaires et Scolaires: CNOUS) の地方組織である。学生の生活や勉強環境の質の向上と高等教育における機会均等を図る。学生寮や食堂など学生支援のための施設整備を行う。CROUSの予算は、学生が支払う家賃に加え、国の拠出する予算で成り立つ。文部科学省「フランスにおける大学キャンパス整備の状況について」<[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/011/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2010/03/05/1269140\\_9.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/011/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2010/03/05/1269140_9.pdf)>

<sup>87</sup> Fond de Solidarité au Développement des Initiatives Étudiantes (FSDIE) は、個人又は団体の文化、スポーツプロジェクトを財政的に支援したり、日常生活で一時的な経済的困難に直面している学生を支援するための連帯基金。“Le FSDIE.” Crous de Paris Website <<https://www.crous-paris.fr/sengager/aides-aux-projets-aux-associations/le-fsdie>>

<sup>88</sup> “Epidémie de Covid-19 - précisions sur l’aide exceptionnelle aux étudiants,” 2020.5.13. Ministère de l’Enseignement supérieur, de la Recherche et de l’Innovation Website <<https://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid151601/epidemie-de-covid-19-precisions-sur-l-aide-exceptionnelle-aux-etudiants.html>>; “CHIFFRES CLÉS.” *idem* <<https://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid151761/covid-19-une-aide-exceptionnelle-pour-les-etudiants-ultramarins-et-les-etudiants-ayant-perdu-un-emploi-ou-un-stage.html>>

学生は、5月12日以降、[etudiant.gouv.fr](http://etudiant.gouv.fr) のウェブサイトで、失業者又は留学生に対応したそれぞれ必要な証明書や学生証のコピー、銀行口座証明書等をもってオンライン申請すると、翌週以降に支払われるとされた<sup>89</sup>。

この支給は、短期間の雇用や個人事業主への援助など、政府が実施する他の措置<sup>90</sup>と組み合わせることはできないが、CROUS による社会的基準に基づく奨学金<sup>91</sup>、CROUS からの緊急援助<sup>92</sup>や上記の食料・IT 援助は組み合わせて補完可能である。同奨学金は、課程の延長を考慮し、7月分の支給も保証されることとなった<sup>93</sup>。しかし、こうした支援だけでは不足する学生のために、所属する大学等や赤十字のような民間団体の支援も併せて行われている<sup>94</sup>。

## おわりに

感染症流行下において、主要国では、奨学金や学生ローンの拡充や返済猶予、一時給付金、感染症関連のボランティア活動への給付金、雇用機会の創出、若年者手当といった既存の給付金への上乗せ、オンライン教育用の情報機器の整備や健康・メンタルヘルスへの支援といった経済的支援策が講じられている。支援の在り方は、それぞれの国において、学費・生活費の家計負担、若年者手当、アルバイト等の雇用状況、奨学金制度、職業訓練やインターンシップ、外国から受け入れる留学生に対する施策等と密接に関連している。

次年度へ向けて、感染を防止しつつ、教育活動を正常化させる動きも始まっている。国の将来を担う人材が進学・修学をあきらめることのないように、各国とも腐心しており、今後も動きを注視する必要がある。

<sup>89</sup> “Covid-19: une aide exceptionnelle pour les étudiants ultramarins et les étudiants ayant perdu un emploi ou un stage,” 2020.5.13. Ministère de l’Enseignement supérieur, de la Recherche et de l’Innovation Website <<https://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid151761/covid-19-une-aide-exceptionnelle-pour-les-etudiants-ultramarins-et-les-etudiants-ayant-perdu-un-emploi-ou-un-stage.html>> この措置は、2020年7月30日に成立した2020年第3次補正予算法 (Loi n° 2020-935 du 30 juillet 2020 de finances rectificative pour 2020) に含まれている。<<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2020/7/30/ECOX2013576L/jo/texte>>

<sup>90</sup> 企業で雇用されている学生は、労働省による部分的失業制度から助成を受けることができる。個人事業主の学生は、1,500ユーロ (18万4500円) の特別な援助を受けることができると、2020年3月17日に経済財務省が発表した。“Epidémie de covid-19: mesures prises à destination des étudiants,” 2020.4.7, Ministère de l’Enseignement supérieur, de la Recherche et de l’Innovation Website <<https://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid150458/epidemie-de-covid-19-mesures-prises-a-destination-des-etudiants.html>>

<sup>91</sup> 国の奨学金は給付型で、CROUS によって管理され、大半は、学力等を問わず、家庭からの収入等の基準を満たせば、受給する資格を有する。大場淳「フランスにおける大学の準無償制を巡る諸課題と対応」『大学マネジメント』13巻12号, 2018.3, p.36.

<sup>92</sup> 審査等の手続きが簡略化され、最大500ユーロ (61,500円) が前払いされる。“Aides spécifiques.” [etudiant.gouv.fr](http://etudiant.gouv.fr) Website <<https://www.etudiant.gouv.fr/cid96350/aides-financieres-particulieres.html#Covid19>>

<sup>93</sup> 2020年第3次補正予算法において、3000万ユーロ (約37億円) が計上された。

<sup>94</sup> Camille Stromboni, “Il faut geler les loyers en Crous et maintenir les bourses étudiantes cet été,” *Le Monde Diplomatique Online*, 2020.5.25.